

## 令和5年3月定例胎内市教育委員会会議録

- 1 開会年月日 令和5年3月27日（月） 午前10時00分
- 2 開催場所 黒川庁舎 第1応接室
- 3 出席委員 教育長 中澤 毅  
委員 佐藤 康広  
委員 加藤 直子  
委員 桐生 和文
- 4 欠席委員 委員 森田 寿美子
- 5 説明のため出席した者  
学校教育課長 丹後 幹彦  
生涯学習課長 佐久間 伸一  
管理指導主事 松原 利弘  
指導主事 山沢 正仁
- 6 事務局職員出席者  
学校教育課係長 佐藤 守  
学校教育課主任 八幡 修平
- 7 議事日程  
日程第1 開会宣言  
  
日程第2 会議録署名委員の指名  
  
日程第3 前々回、前回会議録の承認  
  
日程第4 教育長の報告  
  
日程第5 議事  
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
議第8号 胎内市立小中学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

- 議第9号 胎内市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について  
議第10号 胎内市就学援助実施要綱の一部を改正する告示について  
議第11号 胎内市家庭学習用通信機器の貸与に関する要綱の一部を改正する告示について  
議第12号 胎内市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について  
議第13号 胎内市社会教育関係団体の認定に関する規程の一部を改正する告示について  
議第14号 胎内市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について  
議第15号 胎内市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について  
議第16号 胎内市学校事務共同実施個人情報取扱要領の一部を改正する訓示について  
議第17号 非違行為のあった職員の取り扱いについて  
議第18号 胎内市教育委員会職員人事異動内示について

日程第6 報告・その他

- 報告第8号 胎内市築地農村環境改善センター条例施行規則の一部を改正する規則について  
報告第9号 胎内市文化芸術大会及びスポーツ大会出場者激励費交付要綱の一部を改正する告示について  
報告第10号 学区外就学・区域外就学の許可等について  
報告第11号 就学援助児童・生徒の認定等について  
報告第12号 小・中学校教職員一般三職人事異動の内申について  
報告第13号 胎内市社会教育関係団体の新規認定について  
報告第14号 共催・後援事業について  
報告第15号 令和5年度胎内市生涯学習課事業計画について

8 審議の経過及び結果

---

日程第1 開会宣言

○ 教育長

ただいまから、胎内市教育委員会3月定例会を開会します。

---

日程第2 会議録署名委員の指名

○ 教育長

本日の会議録署名委員は、加藤委員を指名いたします。

---

日程第3 前々回、前回会議録の承認

○ 教育長

前々回2月臨時会会議録と、前回2月定例会会議録の承認からお諮りします。事務局、説明願います。

○ 事務局

(令和5年2月13日臨時会、2月27日2月定例教育委員会会議録について説明)

○ 教育長

このことについて何かご質問等ありますか。

○ 教育長

無いようなので、承認することといたします。

会議終了後、2月臨時会会議録については桐生委員に署名をお願いしたいと思います。2月定例会会議録については佐藤委員に署名をお願いします。

---

日程第4 教育長の報告

○ 教育長

次に「教育長の報告」に入ります。

資料の「日程第4」をご覧ください。私あるいは教育委員の皆さんが出席した会議等です。このこと或いはこれ以外のことについては、会議終了後に説明いたしたいと思います。

---

日程第5 議 事

○ 教育長

議事に入ります。初めに「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」審議します。生涯学習課長お願いします。

○ 生涯学習課長

この度、令和4年度補正予算において、委託料として700万円を増額補正させていただき、専決処分した上で3月議会で議決いただきました。内容としては社会体育施設管理運営委託料の増額になります。これはNPO法人スポーツクラブたいたいにぶれすぽ胎内を始め管理運営を委託していますが、運営収支におけるエネルギー価格の高騰の影響等を勘案し、今回増額したものです。内訳としては電気料が主であり、年度当初から電気料については前年度と比べて上がっていましたが、特に10月から大幅に電気料が上がったということで、その影響を勘案しての増額です。現在も年間7,370万の指定管理料、委託料を支出していますが、それにこの度の影響分として700万円を追加して、令和4年度としては年間で8,070万の委託料という事で支出をするものです。説明は以上です。

○ 教育長

ただ今の説明について、何かご質疑等ありますでしょうか。

無いようですので、「承認第3号」は承認してよろしいでしょうか。

異議が無いようですので、承認することに決しました。

○ 教育長

次に、「議第8号 胎内市立小中学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」審議します。学校教育課長お願いします。

○ 学校教育課長

この内容は、これまで事務長は当該学校の総括事務主幹または事務主幹をもってこれに充て、事務主任は主査または主任のうちから校長が任命することとなっておりましたが、これらの根拠となる学校教育法の施行規則では、もともと事務職員の中からというようになっておりました。県内の状況も踏まえ、胎内市におきましても「事務職員の中から」として改正をお願いするものです。ただし改正後も事務長は教育委員会で命ずるようになっており、事務主任は校長が命ずるようになっていきますので、役職を決める際にはしっかりと対象となる職員を審査したうえで決めていくことになると思いますが、この度はこの根拠法に添った形での改正をさせていただきたいというものです。以上です。

○ 教育長

ご質疑等ありますでしょうか。

○ 桐生委員

改正のとおりでやりやすくなるのだろうと思うが、実際どうですか。

○ 管理指導主事

報告の時に示しますが、事務主幹は4年間不在でしたが、新年度は配置できましたので、事務長の任命ができると思われます。

○ 教育長

他いかがでしょうか。

無いようですので議第8号は承認してよろしいでしょうか。

異議が無いようですので承認することに決しました。

○ 教育長

次に「議第9号 胎内市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」審議します。学校教育課長お願いします。

○ 学校教育課長

この改正は、第1条は文言の整理であり、第3条は学校教育係の(18)「子どもの居場所づくりに関する事」ですが、これはいわゆる第3の居場所をここに掲載しておりましたが、B&Gの補助事業が終わり、令和4年度から「なかよしくラブ」の中で一緒に運営している事から、この度この項文を削るという事とさせていただくものです。以上です。

○ 教育長

質疑等ありますでしょうか。よろしいですか。

無いようですので議第9号承認してよろしいでしょうか。

異議が無いようですので承認することに決しました。

○ 教育長

次に「議第10号 胎内市就学援助実施要綱の一部を改正する告示について」と「議第11号 胎内市家庭学習用通信機器の貸与に関する要綱の一部を改正する告示について」の2議案につきましては、押印の見直しについての内容が同じですので一括して審議させていただきます。学校教育課長お願いします。

○ 学校教育課長

ただいまの2議案につきまして、それぞれ申請書または教育委員会からの通知書の様式等の中での押印を廃止させていただくもので、様式上の押印欄を削除させていただきたいというものです。以上です。

- 教育長  
何かご質疑等ありますでしょうか。
- 佐藤委員  
押印削除について全く問題は無いが、同意書欄に世帯員の記載箇所がある。ここは今まで押印が必要だったわけですが、小学生でも押印していたわけですね。世帯員は必要なのですね。
- 管理指導主事  
押印していました。必要かどうかは何ともお答えしがたいのですが。
- 佐藤委員  
家族構成というのは申請書の中にありますが、同意書の中に世帯員全員、名前、尚且ついままで全員ハンコを押していたのかと疑問に思ったものです。
- 加藤委員  
このことについて以前質問がありました。「例えば3歳、2歳の子が押印するのか。」との質問に対し、「例えキャラクターの印鑑でも認めます。」と回答した事があったようです。
- 教育長  
今回は押印の廃止についての議事が主ですが、今後その世帯員欄が本当に必要なかどうか、そこについても今後検討していきたいと思います。
- 教育長  
他いかがでしょうか。よろしいですか。  
無いようですので議第10号並びに議第11号承認してよろしいでしょうか。  
異議が無いようですので承認することに決しました。
- 教育長  
次に「議第12号 胎内市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について」審議いたします。生涯学習課長お願いします。
- 生涯学習課長  
改正する規則の主な内容についてですが、第1条と第2条は公民館と陶芸研修所の利用申請書から押印欄を削除するものです。第3条は社会体育施設条例の改正があり、別表において利用期間を定めておりましたが、記載で不十分な点があ

り、毎年4月1日から3月31日までとなっていた所を、「翌年」に文言を改めたものです。第4条はスポーツバスを使用する時の文言等について第2号中の「30日以内3日前まで」を「30日前から3日前まで」と改めました。同時に申請様式の押印欄を削除しております。第5条も学校開放に係る申請様式から押印欄を削除しました。第6条は先に新潟県立胎内ライフル射撃場等での一部改正を行いました。この度これまで使っていたエアライフル・ビームライフル・デジタルピストル射撃場の体育館を廃止しまして、新設でありますスモールボアライフル射撃場等の一本に集約させていただいたので、利用施設区分は「射撃場」とさせていただいたものです。この規則については令和5年4月1日から施行し、以下に新旧対照表を載せております。説明は以上です。

○ 教育長

何かご質疑等ありますでしょうか。

○ 佐藤委員

標題で「胎内市家庭学習用通信機器貸与決定（却下）通知書」となっているが、「貸与・却下決定通知書」ではないのか。「下記」の表記と同様の方がいいのではないかと思います。

○ 教育長

標題については、検討させていただきます。

○ 佐藤委員

「エアライフル」とあるが、伸ばさず「エアライフル」だと思う。

○ 教育長

そこも確認し、規則の文言になっていることから、改正するなら手続きを取るようになります。

○ 佐藤委員

第3条別表1の新旧対象表はアンダーラインが多くて、どこが改正箇所かわかりづらい。変わった箇所だけにできないか。

○ 教育長

全てにおいて「翌年」という文言が入ったため、下線が多くなったものです。

○ 桐生委員

「翌年」の箇所だけアンダーラインを引けば見やすいのではないか。

○ 佐藤委員

申請書の電話番号や年月日の間隔が狭く、書きづらいのではないか。

○ 教育長

申請するのに書きにくいようでは困るので、間隔を広くしたほうがいいですね。

○ 佐藤委員

「公民館利用変更申請書」と「取消申出書」、これは文言を読んでいくと取消申請書の方がいいのではないかなと思います。

○ 教育長

文言を変えたのは理由があるのか。申請と申出。

○ 生涯学習課長

申請であれば許可というのがありますし、申出というのは届出なので受理した時点でもう完結になります。

○ 桐生委員

上と下、両方とも申請しますとなりますか。

○ 生涯学習課長

上は申請で、下は受理になります。

○ 桐生委員

変更したいので申請します、そして、取消したいので受理願いますとなるわけですね。

○ 教育長

そのあたりをもう1回確認してください。市民の方が混乱するようでは困るので。

○ 佐藤委員

様式では申請団体名となっている。申出団体名とはなっていない。

○ 教育長



文言の申請団体名もしくは申出団体名と、どちらかになる訳なので、そこも整理してください。

○ 佐藤委員

陶芸研修所使用料減免申請書の教育委員会の前に「(あて先)」を入れて、右下には「(申請者)」などは入れないのか。誰の住所・氏名を記入するのか。

○ 教育長

これは分けているのか。利用者なのか申請者なのか。

○ 生涯学習課長

これはすべて使用ないし利用したい場合の申請者です。

○ 佐藤委員

利用する人が違うときのためですか。

○ 生涯学習課長

利用する施設によって利用者と申請者が異なる場合があるようです。

○ 佐藤委員

胎内市学校施設利用団体登録申請書では、他の様式と違い「胎内市教育委員会様」が右側にある。また、申請者の記載事項と下記欄の記載事項は同じような内容を記載するようなので、1つに合わせてもいいと思う。

また、下の禁止事項の欄に、6番に「喫煙」という文言が出てくるが、今も記載する必要があるのか。これを見ると喫煙場所では喫煙できると思われる。学校に喫煙所はあるのか。

○ 生涯学習課長

学校施設にはもう無いです。

○ 佐藤委員

学校施設での喫煙はもう絶対いけないので、喫煙場所を指定することを記載しておくのは不要と思います。

○ 管理指導主事

そうなった場合、6番の文言をすべて削除した方がよいか、それとも一部分だけ削除した方がよいか。一般社会において、まだ学校内で吸ってもいいだろうと思う

方もおられるのではないかと思っています。

○ 佐藤委員

文言を変えればよいと思います。この文言だと喫煙可能な場所を指定するというように思われるので、学校施設は禁煙であるということを入れればよいと思います。

○ 管理指導主事

そこは周知したいと思います。

○ 佐藤委員

禁止事項の5番ですが、「指定した施設以外の場所」に自転車、バイク等を持ち入れ、又は駐車することは禁止ですとありますが、「指定した場所以外」とした方がいいと思う。上記にいろいろな「施設」が記載されているので。

○ 山沢指導主事

私はこの文言を逆に捉えていて、中条小学校の場合、イオンには駐車しないようにというように読んでいます。

○ 佐藤委員

確かに、そういうケースもありますね。

○ 教育長

そこを生涯学習課の方で文言をもう1回確認してください。以前のものが残っている可能性があるので、チェックして必要なら修正してください。

○ 佐藤委員

新潟県立胎内ライフル射撃場利用許可申請書の利用施設区分に、先ほどの「エアライフル」について「エアーライフル」となっているので、確認いただきたい。

○ 教育長

公的な文書なので、確認してください。

他いかがでしょうか。よろしいですか。

無いようですので議第12号承認してよろしいですか。

異議が無いようですので承認することに決しました。

- 教育長  
次に「議第13号 胎内市社会教育関係団体の認定に関する規程の一部を改正する告示について」審議いたします。生涯学習課長お願いします。
- 生涯学習課長  
この改正についても認定団体申請者の押印欄を削除するという内容です。削除後の申請は新様式で申請願いたいと思います。説明は以上です。
- 教育長  
これについて質疑等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。  
無いようですので議第13号を承認してよろしいでしょうか。  
異議が無いようですので承認することに決しました。
- 教育長  
次に、「議第14号 胎内市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について」審議します。学校教育課長お願いします。
- 学校教育課長  
現在、胎内市では教育振興基本計画に基づいて進めているところですが、現在の計画は、平成26年度を初年度として10年間を見据え計画を立てるという事で始めました。ただし5年に1度見直しを行うという事になっており、現在の実施計画は令和元年から令和5年までの第2期計画として進めている所です。令和6年から第2次の胎内市教育振興基本計画をスタートするという事で、令和5年度におきましてこの計画を策定するための委員会を設置し、さまざま議論をしていただきながら策定したいという事で、時限的な要綱になりますが、策定のために要綱を設け、完成後に要綱を削除するというものであります。以上です。
- 教育長  
ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。  
無いようですので議第14号承認してよろしいでしょうか。  
異議が無いようですので承認することに決しました。
- 教育長  
次に「議題15号 胎内市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について」審議します。学校教育課長お願いします。
- 学校教育課長

この改正は、第2条の職名についてですが、参事の次に主幹、係長の次に副主幹を加えるものです。これらにつきましてはいわゆる定年延長により任用される職員のための役職で、教育委員会のみならず市全体の中の事であり、そのためにこのような職名を追加するという事です。

○ 教育長

このことについてご質疑等ありますでしょうか。

○ 加藤委員

今後、主幹もしくは副主幹の職名の方は、定年され再任用ではなく、定年延長の方の肩書なのですね。

○ 学校教育課長

課長職だった方が給与も何割か削減となり、60歳になれば課長職は解かれますが、これはその後の役職名であり、同様に係長であった職員は副主幹となるものです。

○ 教育長

他いかがでしょうか。

無いようですので議第15号承認でよろしいでしょうか。

異議が無いのですので承認する事に決しました。

○ 教育長

次に「議第16号 胎内市学校事務共同実施個人情報取扱要領の一部を改正する訓令について」審議します。学校教育課長お願いします。

○ 学校教育課長

この改正は、第1条の趣旨についてですが、これまでは「胎内市個人情報保護条例に定めるもののほか」ということでしたが、これらを「胎内市個人情報の保護に関する法律及び胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例に定めるもののほか」というように改正させていただくものです。これは胎内市だけではなく、今までは個人情報の保護条例、保護につきましては、国、地方自治体及びその他民間でそれぞれ別の規則をそれぞれが作り、それぞれで運用されてきましたが、この度これを統一するというような動きがあり、統一して適用させるということで「個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例」によって個人情報保護に努めるものであり、これに係る教育委員会部局に係る法律、要綱等がこの度の学校事務の共同実施要領が個人情報に関する部分を引用していましたので、今

回改正を行うものです。以上です。

○ 教育長

ご質疑等ありますでしょうか。よろしいですか。  
それでは無いようですので議第16号承認してよろしいでしょうか。  
異議が無いようですので承認する事に決しました。

○ 教育長

次に「議第17号 非違行為を起こした職員の取り扱いについて」審議します。  
この議案についての進め方ですが、まず担当課長から改めて説明してもらい、その内容について質問等を行います。その後関係課長に退出してもらい答申について事務局から説明します。答申の質疑終了後に皆様に答申についてお諮りするということにしますのでよろしくお願いいたします。それでは図書館情報システム更新における不祥事について、並びに市民への対応における不祥事について審議願います。まず生涯学習課長説明をお願いします。

<議事録非公開1>

○ 教育長

では異議が無いようですので答申の通り承認する事に決しました。  
それでは退席者の入室を認めます。

○ 教育長

次に「議第18号 胎内市教育委員会職員人事異動内示について」審議いたします。学校教育課長をお願いします。

<議事録非公開2>

○ 学校教育課長

本日配布資料にしたがって説明します。

<資料に基づき説明>

○ 教育長

議第18号は承認してよろしいでしょうか。  
異議が無いようですので承認する事に決しました。

<議事録非公開3>

○ 教育長

以上で、補足説明を終わります。

---

日程第6 報告・その他

○ 教育長

次に、報告に入ります。

初めに「報告第8号 胎内市築地農村環境改善センター条例施行規則の一部を改正する規則について」生涯学習課長お願いします。

○ 生涯学習課長

この築地農村環境改善センターについては市長部局ではありますが、事務運営におきまして生涯学習課の方で公民館に準ずる形で運営している施設になります。こちらにも押印の見直しに伴い申請書等の押印欄を削除するという内容です。説明は以上です。

○ 教育長

それではご質問等ありますでしょうか。

無いようですので、次に「報告第9号 胎内市文化芸術大会及びスポーツ大会出場者激励費交付要綱の一部を改正する告示について」生涯学習課長お願いします。

○ 生涯学習課長

こちらにも市長部局になりますが、事務委任を受けているものであります。先ほどと同様、激励費の交付申請書や報実績告書から押印欄を削除するものです。

○ 教育長

ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

無いようですので、次に「報告第10号 学区外就学・区域外就学の許可等について」学校教育課長お願いします。

<議事録非公開4>

○ 教育長

次に、「報告第11号 就学援助児童・生徒の認定等について」お願いします。

<議事録非公開5>

○ 教育長

次に「報告第12号 小・中学校教職員一般三職人事異動の内申について」管理指導主事をお願いします。

<議事録非公開6>

○ 管理指導主事

本日配布資料にしたがって説明します。

<資料に基づき説明>

○ 教育長

次に、「報告第13号 胎内市社会教育関係団体の新規認定について」をお願いします。

○ 生涯学習課長

この度、新たに「茶道を紬ぐ会」を社会教育関係団体として認定したので報告します。この紬ぐ会の審査については、去る3月16日社会教育委員の会議の場でも了承いただいた件でもあります。社会教育関係団体の認定にあたっては資料に表示された認定要件があり、1から6の認定要件全てに認められるという事で認定したものです。概要としては、団体名、目的、代表者、連絡先、構成員のほか、会則、役員並びに会員の名簿、令和4年度・5年度の事業計画、予算書の内訳、団体を紹介する資料を提出いただいたものです。補足として、この度3月12日に黒川地区公民館においてお茶会を開催しており、56名の参加があったと伺っています。以上茶道を紬ぐ会について本年発足並びに4月1日から社会教育関係団体として認定したという内容です。なお認定団体になりますと公民館使用料の減免や今後事業等を行う際、補助金を受ける対象になるという優遇措置があります。

○ 教育長

ご質問等ありますでしょうか。

○ 佐藤委員

胎内市社会教育関係団体は、現在何団体ありますか。

- 生涯学習課長  
30 数団体ほどあります。
  
- 教育長  
他にありませんでしょうか。  
無いようですので、次に「報告第 14 号 共催・後援事業について」生涯学習課長をお願いします。
  
- 生涯学習課長  
胎内市美術協会から後援の申請があり承認しました。行事の名称としては第 34 回胎内市美術協会展で、例年開催しているものです。行事の趣旨等についてはご覧の通りであり、令和 5 年度についての開催期間、開催場所については記載したとおりであります。参加予定者数は 30 名で入場は無料という事です。この取り組みに関して後援したので報告させていただきます。以上です。
  
- 教育長  
ご質問等ありますか。  
無いようですので、次に「報告第 15 号 令和 5 年度胎内市生涯学習課事業計画について」お願い致します。
  
- 生涯学習課長  
別冊をご覧ください。内容は令和 5 年度における社会教育・公民館事業、図書館事業、文化財保護・文化振興事業、生涯スポーツ推進事業についての計画を記載したものです。期日が入っているものについては決定しているものですが、期日が入っていないものについては決まり次第順次市報またはホームページ等で募集、案内をさせていただくものです。詳細については冊子をご覧いただきたいと思います。説明は以上です。
  
- 教育長  
この件についてはいかがでしょうか。よろしいですか。  
無いようですので、以上で報告を終了させていただきます。

---

#### 次回定例会の日程について

- 教育長  
次回、4 月定例会は 4 月 26 日(水)午後 1 時 30 分からこの会場でお願いしたい



と思います。

<全員了承>

○ 教育長

以上で、3月定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時15分 閉会

年 月 日

教 育 長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_